○中国地方整備局告示第六十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年十二月九日

中国地方整備局長　栗田　悟

第１　起業者の名称　岡山県

第２　事業の種類　一般県道471号南浦金光線改築工事（岡山県浅口市金光町大谷地内から同市金光町佐方地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　岡山県浅口市金光町大谷、須恵及び佐方地内

２　使用の部分　岡山県浅口市金光町大谷、須恵及び佐方地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岡山県浅口市金光町大谷地内から同市鴨方町六条院東地内に至る延長約2,510ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般県道471号南浦金光線改築工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般県道471号南浦金光線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に規定する都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般県道471号南浦金光線（以下「本路線」という。）は道路法第７条の規定により岡山県知事が県道に認定した路線であり、岡山県は同法第15条の規定により本路線の道路管理者となることなどから、起業者である岡山県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、岡山県倉敷市玉島黒崎地内の交差点を起点とし、同県浅口市金光町佐方地内に至る総延長約5.0㎞の道路であり、沿線の地域住民の通勤、通学、買い物等の日常生活に利用されている。

本路線が存する倉敷市及び浅口市には、倉敷市と広島県福山市を結ぶ地域高規格道路「倉敷福山道路」の一部である一般国道２号玉島・笠岡道路（以下「玉島・笠岡道路」という。）が、並行する一般国道２号の慢性的な交通渋滞の緩和、交通安全の確保、沿線地域の活力向上を目的に、国土交通省により整備が進められているところであり、本路線は一般国道２号と玉島・笠岡道路で整備中の金光インターチェンジ（仮称）を結ぶ唯一のアクセス道路となる。

金光インターチェンジ（仮称）では5,900台／日の出入り交通量が見込まれ、本路線の金光インターチェンジ（仮称）から一般国道２号との交差点までの区間（以下「現道」という。）において、交通混雑（混雑度1.52）の発生が予測される。

本件事業の完成により、３本の県道（一般県道430号玉島黒崎金光線、一般県道471号南浦金光線、一般県道287号東安倉鴨方線）が新たに接続され、金光インターチェンジ（仮称）を利用する交通が分散化することにより、現道で予想される交通混雑が解消されるとともに、線形等の良好な自転車歩行者道を有する道路が整備されることで、地域住民の生活道路としての利便性の向上及び地域の円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）及び岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年条例第７号）に定める対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価は実施していないが、並行する玉島・笠岡道路事業において、本件事業も含めた条件により環境影響予測が行われており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響予測によると、動物については、本件事業地の周辺で絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種に指定されているオオタカの営巣が確認されている。本件事業の施行によりオオタカの生息環境の一部を消滅させることになるが、従前同様の生息環境が本件事業地周辺に広く残されることから、影響は小さいと予測されている。

また、本件事業の施行に伴い地形を改変する地域に、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているナゴヤダルマガエル、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ及びマシジミが確認されている。ナゴヤダルマガエルについては、起業地外へ移動等の保全措置を行い、メダカ及びマシジミについては、工事施工による河川への濁水流出の低減を図り、生息環境保全に努めるものとしている。

植物については、本件事業地内において重要な植物種の生育は確認されておらず、本件事業が生育環境に与える影響の程度は極めて小さいと予測されている。

また、本路線周辺の文化財については、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が４箇所起業地に含まれるが、起業者は岡山県教育委員会と協議を行い、記録保存等適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道において想定される交通混雑の解消を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成12年８月29日に都市計画決定された都市計画と、法面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、金光インターチェンジ（仮称）の整備に伴い生じる交通混雑の解消を目的としており、平成26年度末に予定されている金光インターチェンジ（仮称）の供用に併せ、本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、浅口市長から本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岡山県浅口市役所